

お知らせ 福祉事業所製品販売会 @役場

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを販売します。

日付	時間	事業所名	製品
5月15日(木)	11時45分～12時30分頃	ユキ園	パウンドケーキ、シフォンケーキ、クッキーなど
5月20日(火)	11時30分～12時30分頃	海田なかよし実習所	クッキー、焼き菓子など
5月27日(火)	11時45分～13時頃	ポーポーの木	パン、クッキーなど

●場所 町民交流スペース(役場1階)

※完売時は終了時間前に終了することがあります。

※都合により、休みとなる場合があります。

変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。



お知らせ 第十二回特別弔慰金のご案内

問 広島県健康福祉局社会援護課 ☎513-3036 FAX.511-6715
社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627

戦没者などに国として改めて弔慰の意を表するため、ご遺族などに対し、支給されるものです。

●対象者 戦没者など死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)において恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者等援護法による遺族年金などの受給者(戦没者などの妻や父母など)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者の子
3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有するなどの要件を満たしているなかで、順番が入れ替わります。
4. 1から3以外の戦没者などの3親等内の親族(甥・姪など)
※戦没者などの死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

●支給内容 額面27万5,000円、5年の償還の記名国債
※国債の受け取りは、請求後10か月程度かかります。
※請求期限を過ぎると時効により請求ができなくなりますので注意してください。

●請求期間 令和10年3月31日(金)まで

お知らせ 狂犬病予防注射を受けていますか

問 地域みらい課(役場3階)
☎823-9219 FAX.823-9203

犬の飼い主は、狂犬病予防法により原則として毎年1回4月～6月の間に飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせ、「狂犬病予防注射済票」を飼い犬に着けておかなければなりません。

●海田町と業務委託契約を行っている動物病院

「狂犬病予防注射済票」の交付が動物病院でできます。

- ・こうじば動物病院 ☎822-5777
- ・ハダ動物病院(海田) ☎822-1010
- ・KAITA動物病院 ☎823-4188
- ・かみがいち動物病院 ☎847-5533
- ・くろかわ動物病院 ☎554-6161
- ・ハピネス動物病院 ☎820-4777
- ・すずペットクリニック ☎888-2211
- ・平野動物病院 ☎282-4822
- ・寺園動物病院 ☎283-2070

●海田町と業務委託契約を行っていない動物病院

動物病院から交付された「狂犬病予防注射済証」を地域みらい課に提出し、「狂犬病予防注射済票」の交付手続きを行ってください。交付手数料は、1頭につき550円です。

●集合注射 5月14日(水)

- ・会場の場所・時間などについては、海田町から届いた狂犬病予防注射通知書で確認してください。届いていない場合は、地域みらい課に連絡してください。

・犬の新規登録は集合注射会場では行いません。

犬の登録をしていない場合は、地域みらい課まで連絡してください。

お知らせ スズメバチの巣は早めの撤去をおすすめします

問 地域みらい課(役場3階)
☎823-9219 FAX.823-9203

春はスズメバチが営巣を始める時期です。建物や敷地にある蜂の巣を駆除する場合は、その所有者または管理者が業者に駆除を依頼するなどの対応が必要です。巣の大きさに比例して処分費用が高額になる傾向があります。早めの撤去をお勧めします。

駆除業者協会 広島県ペストコントロール協会 ☎533-6668

協会以外の業者もあり、電話帳やインターネットなどで探すこともできます。トラブルを防ぐため、契約する前に金額などをよく確認してください。また、管理者が分からない場所にスズメバチの巣がある場合は、管理者を探しますので地域みらい課まで連絡してください。



お知らせ 令和7年度海田町創業支援補助金について

問 資産活用課(役場3階)
☎823-3152 FAX.823-9203

町内の新規創業から創業後3年以内の中小企業者に対して、創業時などの経費の一部を助成します。

くわしくは、海田町ホームページを確認してください。

●対象

- ・新規創業から創業後3年以内の中小企業者
- ・町内で創業する事業者
- ・本社を海田町に置く事業者
- ・広島安芸商工会の支援、助言を受けている事業者
- ・補助事業完了後3年以上、広島安芸商工会の経営指導を受け、町内で事業を実施する予定の事業者
- ・市町村税の滞納がない事業者

※申請には、広島安芸商工会からの意見書が必要です。意見書の作成には期間を要しますので、5月8日(木)までに広島安芸商工会へ相談してください。

●申し込み 5月21日(水)まで

●広島安芸商工会について

住所／上市4番14号 ☎822-3728



お知らせ 安芸郡4町預託金提携融資制度を活用してください

問 資産活用課(役場3階)
☎823-3152 FAX.823-9203

中国労働金庫と府中町・海田町・坂町・熊野町の安芸郡4町は連携して、安芸郡4町の勤労者の生活安定と福祉の向上に資するため、住宅資金や生活関連資金などに利用できる融資制度を設けています。

ぜひ活用してください。

資金の用途	融資限度額	返済期間
住宅・教育	300万円	最長10年
冠婚葬祭 医療介護器具購入費 下水道工事整備費	200万円	最長5年

●対象者 府中町・海田町・坂町・熊野町内に勤務または居住する勤労者

●利率 固定金利／年1.97% ※保証料込。
令和7年度から、貸付利率を変更して運用しています。

●申し込み 中国労働金庫 広島東支店



お知らせ 海田町中小企業融資制度を活用してください

問 資産活用課(役場3階)
☎823-3152 FAX.823-9203

海田町では町内中小企業者の企業経営の安定と維持発展を図るため、運転資金や設備資金を低利で融資する制度を設けています。指定金融機関に基金を預託しており、金融機関が審査により融資を行います。

ぜひ活用してください。

●融資の対象となる人

- ・広島安芸商工会の会員であること
- ・町内に店舗または工場を有すること
- ・町内において1年以上継続して事業を行っていること
- ・広島県信用保証協会に対して代位弁済による債務を負っていないこと
- ・町税を完納していること

●資金について

- ・資金の用途／運転資金・設備資金
- ・融資期間／10年以内
- ・融資限度額／1,000万円

●利率について

令和7年度から、貸付利率を変更して運用しています。

- ・融資期間5年以内／年1.325%
- ・融資期間5年超10年以内／年1.625%

※広島信用保証協会の保証付きの場合は、上記金利から年0.3%を差し引きます。

●申し込み 次の金融機関まで申し込んでください。

- ・広島銀行 海田支店 ☎823-4341
- ・もみじ銀行 海田支店 ☎823-2161
- ・広島信用金庫 海田支店 ☎822-3178
- ・呉信用金庫 海田支店 ☎824-1070
- ・広島県信用組合 海田支店 ☎822-2988
- ・広島市信用組合 海田支店 ☎822-2460
- ・信用組合広島商銀 海田支店 ☎823-4301

お知らせ 缶やビンのふたなどは缶と一緒に!!

問 環境センター
☎823-4601 (FAX兼用)

缶・ビンのふたやキャップ(金属製)は資源物回収日に集めています。

これまででは、一斗缶の中に入れていただいていたのですが、令和7年4月からは空き缶と同じかごに入れてください。

一斗缶の中には**くぎ・ねじ・カミソリの刃**などの小さな金属を入れてください。

